香川県条例第10号

香川県道路占用料条例の一部を改正する条例

香川県道路占用料条例（昭和28年香川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（占用料の額） 第２条　略 ２　道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第１０８号）第６条第１項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額」とする。 ３　略	（占用料の額） 第２条　占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第１項若しくは第３項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第１項若しくは第12条第１項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が１００円に満たない場合にあっては、１００円）の合計額とする。 ２　道路の占用のうち消費税法（昭和63年法律第１０８号）第６条第１項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に<u>1.05</u>を乗じて得た額」とする。 ３　略

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。